

あきた

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

目 次

規 則

- 秋田市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（第1号）…………… 1
- 秋田市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（第2号）…………… 1
- 秋田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則（第3号）…………… 2
- 秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例施行規則（第4号）…………… 2
- 秋田市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第5号）…………… 3

告 示

- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第30号）… 3
- 平成29年度分介護保険料督促状の公示送達について（第31号）…………… 3
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第32号）…………… 3
- 平成29年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第33号）…………… 4
- 平成29年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について（第34号）…………… 4
- 秋田市議会定例会の招集について（第35号）…………… 4
- 秋田市ごみ処理手数料の徴収事務の委託について（第36号）4
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第37号）…………… 4
- 医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定、変更、休止および廃止について（第38号）…………… 4
- 医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の指定および廃止について（第39号）…………… 4
- 介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、変更および休止について（第40号）…………… 5
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第41号）…………… 5
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第42号）…………… 5
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第43号）…………… 5
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第44号）…………… 6
- 粗大ごみ用紙販売りさばき人の指定について（第45号）…… 6
- 秋田市告示第37号の訂正について（第46号）…………… 6
- 平成29年度後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について（第47号）…………… 6
- 平成29年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について（第48号）…………… 6

- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第49号）…………… 6

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第3号）…………… 7
- 教育委員会臨時会の招集について（第4号）…………… 7

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第2号）…………… 7

上 下 水 道 局 告 示

- 秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画（臨海処理区）の変更について（第3号）…………… 7

公 告

- 秋田市森林整備計画変更計画書の案の縦覧について…………… 7
- 地区計画変更の原案の縦覧について…………… 7
- 秋田農業振興地域整備計画の案の縦覧について…………… 8
- 入札参加希望者の公募について…………… 8
- 予防接種法による定期予防接種について…………… 9
- 農用地利用集積計画の策定について…………… 9

規 則

秋田市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 2月 9日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第1号

秋田市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則
秋田市児童福祉法施行細則（平成9年秋田市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項中「第6条の2の2第8項」を「第6条の2の2第9項」に改める。

別表第2の備考の7中「第21条の5の28第2項」を「第21条の5の29第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 2月 9日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第2号

秋田市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

秋田市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成27年秋田市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条の表に次のように加える。

(11)	法第30条第1項	幼保連携型認定こども園運営状況報告書
------	----------	--------------------

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月9日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第3号

秋田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

秋田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第5条第21項」を「第5条第23項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例施行規則をここに公布する。

平成30年2月9日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第4号

秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（平成29年秋田市条例第41号。以下「条例」という。）第17条および第26条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（助言又はあっせんの申立ての手続）

第2条 条例第11条第1項の規定により助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをしようとする者は、助言又はあっせん申立書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（助言又はあっせんの通知）

第3条 市長は、前条の規定による申立書の提出をした者に対し、条例第12条第3項の規定による助言又はあっせんを行うこととした場合は当該助言又はあっせんの内容およびその理由を、行わないこととした場合はその理由を速やかに書面により通知するものとする。

（助言又はあっせんの内容の提示）

第4条 条例第12条第3項の規定による助言又はあっせんは、当該助言又はあっせんの内容およびその理由を記載した書面を提示することにより行うものとする。

（勧告）

第5条 条例第13条の規定による勧告は、勧告書（様式第2号）

により行うものとする。

（委員長および副委員長）

第6条 条例第14条に規定する調整委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、調整委員会を代表し、会務を総理する。

3 調整委員会に副委員長1人を置き、委員のうちから委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議等）

第7条 調整委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 調整委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員は、自己、配偶者もしくは三親等以内の親族に関する事案又は自己もしくはこれらの者が従事する業務に直接の利害関係がある事案について、調整委員会の決議があったときは、当該事案に係る調査審議に参加することができない。

（調査審議手続の非公開）

第8条 調整委員会が行う条例第12条第1項の規定による審議の求めに係る調査審議の手続は、公開しない。

（庶務）

第9条 調整委員会の庶務は、福祉保健部障がい福祉課において処理する。

（委員長への委任）

第10条 前4条に定めるもののほか、調整委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調整委員会に諮って定める。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（調整委員会の招集）

2 この規則の施行後最初に開催される調整委員会の招集は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

様式第1号（第2条関係）

助言又はあっせん申立書

年 月 日

（宛先）秋 田 市 長

住 所

申立者 氏 名

連 絡 先

秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（平成29年秋田市条例第41号）第11条第1項の規定により、次のとおり申立てをします。

当該事案に係る障がいのある人	住 所	
	氏 名	
申立てに至った経緯等	連 絡 先	
	申立者との関係	

そ	の	他

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

秋田市長 印

勧告書

秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（平成29年秋田市条例第41号）第13条の規定により、下記のとおり勧告します。

記

勧告内容

秋田市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月9日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第5号

秋田市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（平成24年秋田市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第9号中「第4号」を「第5号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

秋田市告示第30号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成30年2月6日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成30年1月13日から同月23日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）

秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成30年2月20日から同年8月20日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第31号

次の介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年2月7日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成29年度分介護保険料督促状

秋田市告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成30年2月8日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

豊成町内会

2 認可年月日

平成7年2月27日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 黒 崎 重 俊

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝48番地

変更後 佐々木 昇

秋田市河辺豊成字一ノ割8番地

4 変更年月日

平成30年1月28日

5 変更の理由

役員改選による

秋田市告示第33号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年2月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成29年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第34号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年2月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
秋田市河辺和田字鷺沢183番地3
合 田 信 彦
- 2 送達すべき書類の名称
平成29年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第35号

平成30年2月16日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。
平成30年2月9日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第36号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年2月9日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店
秋田市広面字近藤堰越83番地3
有限会社協栄酒店 代表取締役 船 木 修 一
ファミリーマート秋田広面北店

秋田市告示第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成30年2月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
飛沢町内会
- 2 認可年月日
平成20年2月1日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 小野寺 教 良

秋田市河辺三内字飛沢上段53番地1

変更後 二 木 文 隆

秋田市河辺三内字飛沢上段11番地11

4 変更年月日

平成30年1月16日

5 変更の理由

役員改選による

秋田市告示第38号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、変更、休止および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成30年2月15日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
いわやスマイル 歯科クリニック	秋田市寺内字三千刈371番地1	平成30年 1月1日
笹原内科医院	秋田市大町三丁目4番41号	平成30年 1月1日

2 変更

	事業所名称	所在地	変更年月日
旧	パリアケア秋田訪問看護ステーション	秋田市泉中央二丁目11番10号	平成30年 1月1日
新	パリアケアあきた訪問看護ステーション	秋田市川元開和町1番35号東和ビル2階	

3 休止

事業所名称	所在地	休止年月日
山王訪問看護ステーション	秋田市山王二丁目1番49号	平成30年 1月31日

4 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
いわやスマイル 歯科クリニック	秋田市寺内字三千刈371番地1	平成29年 12月31日
笹原内科医院	秋田市大町三丁目4番41号	平成29年 12月31日

秋田市告示第39号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等

の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成30年2月15日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定年月日
田 口 大	こころも鍼灸・整骨院	秋田県大仙市花館字安本14番地1	平成30年1月30日

2 廃止

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	廃 止年月日
大 森 利 則	株式会社フレアス	秋田市広面字土手下45番地1 2 F	平成30年1月22日

秋田市告示第40号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および休止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成30年2月15日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所 在 地	指 定年月日
訪問介護彩べえいいじま	秋田市飯島字飯島水尻501番地1	平成30年1月15日
訪問看護ステーション彩	秋田市飯島字飯島水尻501番地1	平成30年1月15日

2 変更

	事業所名称	所 在 地	変 更年月日
旧	パリケア秋田訪問看護ステーション	秋田市泉中央二丁目11番10号	平成30年1月1日
新	パリケアあきた訪問看護ステーション	秋田市川元開和町1番35号 東和ビル2階	
旧	パリケア秋田訪問看護ステーション	秋田市泉中央二丁目11番10号	平成30年1月1日

新	パリケアあきた訪問看護ステーション	秋田市川元開和町1番35号 東和ビル2階	
旧	高尾温泉デイサービス赤とんぼ	秋田市雄和女米木字高麓沢8番地	平成29年11月1日
新	デイサービス赤とんぼ	秋田市雄和女米木字高麓沢45番地	

3 休止

事業所名称	所 在 地	休 止年月日
山王訪問看護ステーション	秋田市山王二丁目1番49号	平成30年1月31日
こだま居宅介護支援事業所	秋田市仁井田字新中島1035番地	平成30年1月31日

秋田市告示第41号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年2月20日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 通知年度、賦課年度および期別別紙（省略）のとおり

秋田市告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成30年2月20日

秋田市長 穂 積 志

- 変更があった認可地縁団体の名称
前田町内会
- 認可年月日
平成5年12月22日
- 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 熊 谷 宣 孝
秋田市河辺北野田高屋字前田46番地
変更後 熊 谷 芳 彦
秋田市河辺北野田高屋字榊表31番地
- 変更年月日
平成30年2月4日
- 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成30年2月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
式田町内会
- 2 認可年月日
平成16年8月26日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 鈴木 俊太郎
秋田市河辺和田字式田294番地1
変更後 鈴木 英機
秋田市河辺和田字式田下袋67番地1
- 4 変更年月日
平成30年2月1日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成30年2月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
寺田町内会
- 2 認可年月日
平成19年7月26日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 山上 紘太郎
秋田市河辺三内字寺田61番地
変更後 山上 一
秋田市河辺三内字寺田55番地1
- 4 変更年月日
平成30年1月7日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第45号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成30年2月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者
住所 秋田市南通亀の町6番5号
グリーンキャピタル南大通603
氏名 長谷部 恵美子
- 2 売りさばき所の所在地
秋田市雄和田草川字太田2番地1号
- 3 売りさばき所の名称
ファミリーマート秋田雄和店

秋田市告示第46号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定に基づく平成30年2月13日付け秋田市告示第37号を次のとおり訂

正する。

平成30年2月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 訂正内容
変更後の代表者の住所「秋田市河辺三内字飛沢上段11番地11」を「秋田市河辺三内字飛沢下段11番地11」に訂正する。

秋田市告示第47号

次の後期高齢者医療保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年2月23日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成29年度後期高齢者医療保険料納入通知書

秋田市告示第48号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年2月23日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成29年度後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第49号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成30年2月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
神田町内会
- 2 認可年月日
平成12年11月30日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 五十嵐 貢
秋田市外旭川字神田876番地
変更後 京野 真悦
秋田市外旭川字神田704番地2
- 4 変更年月日
平成30年2月4日
- 5 変更の理由

役員改選による

教 委 告 示

秋田市教委告示第3号

平成30年2月15日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

平成30年2月13日

秋田市教育委員会
教育長 佐藤孝哉

秋田市教委告示第4号

平成30年3月1日午後3時秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会臨時会を招集する。

平成30年2月23日

秋田市教育委員会
教育長 佐藤孝哉

付議案件

教職員人事異動に関する件

農 委 告 示

秋田市農委告示第2号

平成30年2月15日午後1時15分秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成30年2月8日

秋田市農業委員会会長 佐々木吉秋

案件

- 1 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（2件）
- 2 農用地利用集積計画（平成29年度第11号）に関する件
- 3 競（公）売等適格証明申請に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第3号

秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画（臨海処理区）の変更をするため、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定に基づき、次のとおり告示し、その関係図書を公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は縦覧期間満了の日までに、当該事業計画の変更について、意見を申し出ることができる。

平成30年2月14日

公共下水道管理者
秋田市上下水道事業管理者 高橋洋樹

- 1 事業計画の名称
秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画（臨海処理区）
- 2 変更に係る予定処理区域
 - (1) 変更する部分
金足岩瀬字岩瀬、金足岩瀬字前山、金足岩瀬字長田、金足堀内字堀内、金足堀内字神田、金足堀内字小栗、金足浦山字松葉崎、金足浦山字金ヶ崎、金足高岡字稲荷林、金足下刈字

林中、金足下刈字前田、金足片田字横関、金足片田字待入、金足片田字駒込、金足吉田字深田、金足吉田字羽中、金足黒川字黒川、下新城中野字街道端西、土崎港相染町字浜ナシ山、桜が丘五丁目、下北手梨平字登館、新屋南浜町、四ツ小屋末戸松本字地蔵田、四ツ小屋末戸松本字坂ノ上、浜田字滝ノ元、浜田字滝ノ下、浜田字境川、雄和石田字中大部、雄和妙法字

(2) 追加する部分

金足岩瀬字北田、金足鳩崎字二ツ森、下浜長浜字兜森、下浜長浜字藤木台、下浜長浜字荒郷屋、下浜長浜字芹沢道脇、下浜長浜字柳沢道脇、下浜長浜字長坂、下浜長浜字観音道脇、下浜羽川字横長根、下浜羽川字下野、下浜羽川字水垂、下浜羽川字下山、下浜羽川字五郎池、下浜羽川字隠里、下浜羽川字浜稲場、下浜羽川字古堂、下浜羽川字内稲場、下浜羽川字二十町、下浜羽川字家ノ腰および下浜羽川字河童長根の各一部

3 工事の着手および完成の予定年月日

工事着手の年月日 昭和51年7月16日

工事完成の予定年月日 平成33年3月31日

4 事業計画案の縦覧の場所

秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局下水道整備課

5 事業計画案の縦覧の期間

平成30年2月14日から同月28日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

6 事業計画案の縦覧の時間

午前9時から午後5時まで

公 告

秋田市政告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3項の規定により秋田市森林整備計画を変更するため、同条第4項および同法第10条の5第7項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、秋田市森林整備計画変更計画書の案を縦覧に供する。

なお、同条第2項の規定により秋田市森林整備計画変更計画書の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに秋田市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成30年2月5日

秋田市長 穂積 志

1 縦覧に供する書類

秋田市森林整備計画変更計画書の案

2 縦覧期間

平成30年2月5日から同年3月7日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

4 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市役所産業振興部農地森林整備課

秋田市政告

地区計画の案を作成したいので、秋田市地区計画等の案の作成

手続に関する条例（昭和59年秋田市条例第28条）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画変更の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項に規定する者は、当該地区計画変更の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに市に意見書を提出することができる。

平成30年2月5日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画地区計画 檜山石塚谷地地区計画
- 2 位置および区域
秋田市檜山字石塚谷地および上北手荒巻字鳥越地内
- 3 縦覧期間
平成30年2月5日から同月19日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 4 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで
- 5 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

秋田市の住民は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の案について、秋田市に文書により意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有するものは、当該農用地利用計画の案に対して異議あるときは、平成30年3月12日の翌日から起算して15日以内に秋田市に文書により申し出ることができる。

平成30年2月8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧期間
平成30年2月9日から同年3月12日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 2 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで。
- 3 縦覧場所および意見書の提出先ならびに異議申出先
秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階
秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

市有地の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成30年2月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売払物件の表示

	所在地	地目	面積	最低入札価格
1	秋田市金足堀内字 神田27番3	雑種地	586.07㎡	1,723,000円
2	秋田市將軍野南五 丁目33番1124	宅地	70.65㎡	1,597,000円
3	秋田市新屋元町 641番1	宅地	603.87㎡	9,904,000円
4	秋田市河辺三内字 野崎35番24	宅地	433.48㎡	3,187,000円
5	秋田市河辺三内字 野崎35番26他1筆	宅地 雑種地	452.63㎡	3,327,000円

2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ならびに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過しない者およびその者を代理人、支配人、その他使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結することを又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - エ 上記のアからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過していない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

3 入札の場所および日時

- (1) 場所
秋田市山王一丁目3番25号
秋田市職員研修棟2階 第1研修室
- (2) 入札
平成30年3月14日（水）午前10時（入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで）
- (3) 開札
入札締切後直ちに開札
- 4 入札心得書および契約条項を示す場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部財産管理活用課
- 5 入札保証金

- (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。
- (2) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に充当することができる。
- (3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは、落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。
- 6 入札無効に関する事項
 - (1) 郵便による入札は認めないものとする。
 - (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心

- 得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。
- 7 売買契約の締結
落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に売買契約書により契約を締結しなければならない。
- 8 契約保証金
(1) 契約者は、契約締結後直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。
(2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。
- 9 売払代金
契約者は、契約締結後、14日以内に売払代金を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。
ただし、契約保証金を差し引いた額を納付するものとする。
- 10 売払物件の説明日時および場所
(1) 秋田市金足堀内字神田27番3
ア 日時
平成30年3月5日(月)午前10時から
イ 集合場所
現地
(2) 秋田市將軍野南五丁目33番1124
ア 日時
平成30年3月5日(月)午前11時から
イ 集合場所
現地
(3) 秋田市新屋元町641番1
ア 日時

- 平成30年3月5日(月)午後1時30分から
- イ 集合場所
現地
(4) 秋田市河辺三内字野崎35番24
ア 日時
平成30年3月5日(月)午後3時から
イ 集合場所
現地
(5) 秋田市河辺三内字野崎35番26他1筆
ア 日時
平成30年3月5日(月)午後3時から
イ 集合場所
現地

秋田市公告

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定に基づき実施する定期予防接種について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年2月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 予防接種を行う医師の氏名、予防接種を行う主たる場所および追加する予防接種の種類
別表1のとおり
- 2 予防接種を行う承諾を辞退した医師の氏名、予防接種を行っていた主たる場所および辞退した予防接種の種類
別表2のとおり

予防接種を行う承諾をした医師名、主たる場所および予防接種の種類

別表1

予防接種を行う主たる場所	所在地	医師名	四種混合	三種混合	二種混合	ポリオ不活化	風しん混合	麻しん単抗原	風しん単抗原	日本脳炎	(BCC)結核	感染症 Hib	肺炎球菌	小児ロイマ	水痘	B型肝炎	エンザル	肺炎球菌	高齢者	登録日
お肌のクリニック	秋田市手形住吉町1番3号 三愛会ビル2F	野口奈津子															○			12月15日
ひかり桜ヶアクリニック	秋田市桜二丁目17番23号	高木 亮			○		○	○	○						○		○	○		12月22日

予防接種を行う承諾を辞退した医師名、主たる場所および辞退した予防接種の種類

別表2

予防接種を行っていた主たる場所	所在地	医師名	四種混合	三種混合	二種混合	ポリオ不活化	風しん混合	麻しん単抗原	風しん単抗原	日本脳炎	(BCC)結核	感染症 Hib	肺炎球菌	小児ロイマ	水痘	B型肝炎	エンザル	肺炎球菌	高齢者	
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	堀江 咲織	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		小島 創太	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
松浦医院	秋田市將軍野南一丁目14番73号	松浦 麗子						×	×	×					×	×			×	×
ひかり桜ヶアクリニック	秋田市桜二丁目17番23号	勝田麻里子				×		×	×	×						×			×	×

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画(平成29年度第11号計画)を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成30年2月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類
農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜

日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号

本庁舎3階 秋田市産業振興部農業農村振興課